

耐震改修に伴う固定資産税の減額について

1. 固定資産税の減額措置の概要

一定の要件を満たす耐震改修が行われた場合には、改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を **2分の1減額**するものです。減額対象となる床面積は、1戸当たり120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象となります。

なお、都市計画税は減額の対象とはなりません。

※ 通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は改修工事が完了した年の翌年度から2年度分減額します。

2. 対象となる家屋の要件

- (1) 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- (2) 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること
- (3) 耐震改修に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えること
- (4) 平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に工事を行ったもの

3. 申告の手続き

減額を受けるためには、申告書と下記の添付書類を工事完了後3か月以内に市役所資産税課まで提出しなければなりません。やむを得ない理由により期限内に提出できなかった場合は、その理由を記入して提出してください。

(添付書類)

(1) 工事明細書と領収証書の写し

(2) 次の(ア)～(ウ)のいずれか

(ア) 増改築等工事証明書 (工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)

(発行主体： 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人)

(イ) 住宅耐震改修証明書 (工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)

(発行主体： 地方公共団体の長)

(ウ) 建設住宅性能評価書

(発行主体： 登録住宅性能評価機関)

(その他)

マイナンバーの利用開始に伴い、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、番号法に定める本人確認を実施するために、①番号確認および②本人確認の書類をご持参ください。(郵送の場合はその写しを同封ください。)

①番号確認書類：「マイナンバーカード」又は「通知カード」

②本人確認書類：顔写真付きの公的な証明書(免許証など)、又は 顔写真が付いていない公的な証明書2点(保険証など)

※番号確認書類は、本人(所有者)の番号確認書類です。

※本人確認書類は、代理人の場合、代理人の本人確認書類です。

※代理人による申告の場合は、委任状(原本)が必要となります。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

市民文化部 資産税課(家屋)

電話 (0942) 30-9013